様式第２号別紙１（第５条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び古平町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に古平町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に古平町以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（４）道実施要領第５－１－（１）－イにおいて、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（起業の場合のみ）

（５）地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額

３　住所・連絡先に変更があった場合、変更内容が明記された書類を直ちに古平町に提出することを誓約します。また、古平町が私の居住・就業状況について関係部局に照会し、支援金交付の可否及び返還請求の根拠とすることに同意します。